

カンタリスチンキ

2009年5月改訂(第2版)

劇薬 指定医薬品

日本標準商品分類番号	872649
承認番号	15200AMZ00558000
薬価収載	1977年11月
販売開始	1977年7月
再評価結果	1982年1月

薬効分類名：鎮痛, 鎮痒, 収斂, 消炎剤

火気厳禁 第4類 アルコール類 水溶性 危険等級Ⅱ

貯法：気密容器に遮光して、火気を避けて保存する。

【組成・性状】

組成 本品100ml中にはカンタリス10gのエタノール浸出液を含有する。

性状 本品は黄褐色澄明の液で、カンタリスのにおいがある。

本品に等容量の水を加えるとき、乳濁する。

【効能・効果】

発毛促進、疣贅・鶏眼の除去、その他引赤・皮膚刺激剤あるいは発疱剤として用いる。

【用法・用量】

発疱剤：通常、そのままを少量患部に塗布する。

引赤・皮膚刺激剤：通常希エタノールで10～100倍にうすめたものを患部に塗布する。

【使用上の注意】

1. 一般的注意

病巣以外には使用しないこと。

2. 次の部位には使用しないこと

び爛・創傷皮膚及び粘膜

3. 副作用

1) **長期連用・大量使用** 経皮吸収により、腎障害、肝障害、胃腸障害、泌尿生殖器の充血等を起こす可能性があるため、長期間又は広範囲に使用しないこと。

2) **過敏症** 過敏症状が現れることがあるため、このような場合には使用を中止すること。

3) **皮膚** 灼熱感、癢痒感等の症状が現れることがある。

4. 適用上の注意

1) 眼又は眼の周囲に使用しないこと。

2) 経口投与しないこと。